

# 創立20周年記念 評価充実協議会

## パネルディスカッション

「今後の認証評価のあり方等について

—第4期の認証評価システムを中心に— 資料

公益財団法人	日本高等教育評価機構	・・・	1
独立行政法人	大学改革支援・学位授与機構	・・・	13
公益財団法人	大学基準協会	・・・	19
一般財団法人	大学・短期大学基準協会	・・・	29
一般財団法人	大学教育質保証・評価センター	・・・	41



# 内部質保証の実質化へ向けて —第4期評価システムを中心に—

公益財団法人 日本高等教育評価機構  
 常務理事・事務局長 伊藤敏弘

## ◆ 第3期の認証評価結果

大学機関別認証評価（再評価、追評価を除く）カッコ内は不適合校数

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
16 (0)	17 (0)	42 (2)	58 (1)	67 (1)	70 (2)	73	343

評価結果 H30～R5 270校中 適合 264校 不適合 6校

短期大学機関別認証評価

H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	計
0	1	2	7	2	9	6	27

評価結果 H30～R5 21校中 適合 21校 不適合 0校

※ 基準6内部質保証での「改善を要する点」  
 大学270校中延べ98件、短期大学 21校中1件

**内部質保証の実質化が急務**

## ◆ 認証評価に関する調査研究（第11号）

アンケート調査 回答数 大学61校、短期大学2校（回答率81.8%）

「今までに認証評価を受けたことが、実現や促進につながっている」と  
思う項目

「大いにつながっている」「ある程度つながっている」の合計値で、  
「教育・研究の質の保証」「管理・運営における質の保証」「学内の改  
革・改善への意識の向上」が9割を超えた。一方、「社会からの貴学へ  
の理解と支持」は5割未満だった。

「直近の認証評価を契機とした取組（実施または計画していること）」

「内部質保証体制の整備」66.7%（42校）、「各種規則類の整備」  
47.6%（30校）、「学修成果の測定の方法の改善」44.4%（28校）  
などとなった。

## ◆ 認証評価に関する調査研究（第11号）

「認証評価を受けることに負担を感じるか」

「エビデンス集・資料編の作成」や「自己点検・評価書の作成」で  
「とても負担」「負担」の回答が多かった。



当機構の評価システムは、大学の内部質保証の実現に寄与して  
いるが、社会からの理解度向上のための支援や評価を受けるこ  
との負担軽減については、課題があることが明らかになった。



## インタビュー調査

アンケートに回答した大学のうち、評価年度や規模などを考慮して6大学を選び、アンケート回答内容の具体的な理由や、大学内での質保証の仕組み、当機構の評価システムへの意見などを聞いた。

対象：足利大学、沖縄国際大学、京都医療科学大学、  
田園調布学園大学、東京未来大学、大和大学



自己点検・評価や内部質保証の機能状況などの優れた取組事例が得られた。また、当機構の評価システムについて、提出資料の電子化、オンライン会議システムの活用、当機構による研修の充実など、貴重な意見・要望を聞くことができた。

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について  
(審議まとめ)等を踏まえて

- ①内部質保証の実質化を促進する
- ②文部科学省の提言等との整合性を取る
- ③大学の特色の進展に資する評価を更に強化する
- ④大学が社会の支持を得るための支援を強化する
- ⑤評価方法を効率化する
- ⑥大学・評価員双方の負担を軽減する
- ⑦評価校へのフォローアップをシステム化する

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

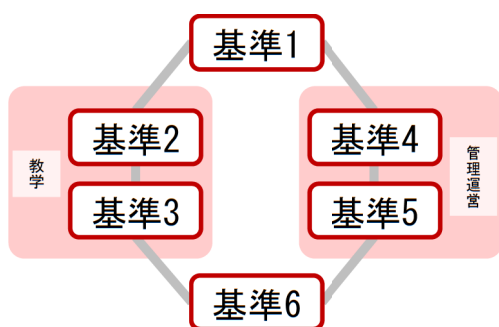
### ①内部質保証の実質化を促進する

- 1) 使命・目的を達成するための内部質保証であることを強調するため基準2へ
- 2) 内部質保証における学生からの意見聴取
- 3) 自己点検評価書の構成の変更
- 4) 各種てびき(マニュアル)の工夫
- 5) 研修会の開催、解説資料の公開などの啓発活動

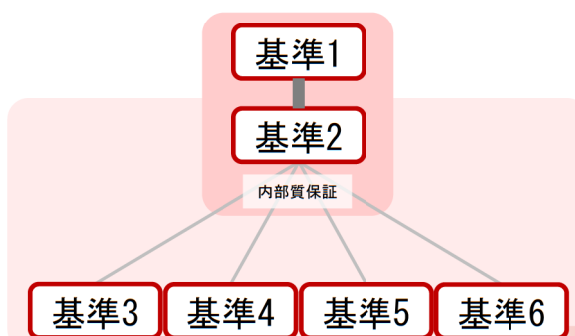
1) 使命・目的を達成するための内部質保証であることを強調するため

①基準6. 内部質保証 → **基準2. 内部質保証**

第3期の基準構成イメージ図



第4期の基準構成イメージ図



6

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### ①内部質保証の実質化を促進する

- 2) 内部質保証における学生からの意見聴取  
(学生の基準から移動)



### 2-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
①学生の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<input type="checkbox"/> アンケートや学生との対話をはじめとする、学修支援、学生生活、学修環境などに対する学生の意見・要望をくみ上げるシステムを適切に整備しているか。 <input type="checkbox"/> 学生の意見・要望の分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に反映しているか。

7

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 3) 自己点検評価書の構成の変更

#### 第3期 自己点検評価書の様式

##### 基準 2. 学生

##### 2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 2-1の自己判定

「基準項目 2-1 を満たしている。」「基準項目 2-1 を満たしていない。」

##### (2) 2-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

~~(3) 2-1の改善・向上方策（将来計画）~~

##### 2-2. 学修支援

- 2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- 2-2-② TA( Teaching Assistant )等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 2-2の自己判定

「基準項目 2-2 を満たしている。」「基準項目 2-2 を満たしていない。」

基準項目ごとに記載していた

「改善・向上方策（将来計画）」をやめ、  
基準全体として

「自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など」

「課題などに対する改善状況と今後の取組み予定」の2点を追加。

##### (2) 2-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

~~(3) 2-2の改善・向上方策（将来計画）~~

##### 2-3. キャリア支援

・

・

・

【基準 2 の自己評価】

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 3) 自己点検評価書の構成の変更

#### 第4期 自己点検評価書の様式

##### 基準 3. 学生

##### 3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 3-1の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」「基準項目 3-1 を満たしていない。」

##### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-2. 学修支援

- ①教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA( Teaching Assistant )等の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」「基準項目 3-2 を満たしていない。」

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準項目ごとに記載していた

「改善・向上方策（将来計画）」をやめ、  
基準全体として

「自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など」

「課題などに対する改善状況と今後の取組み予定」の2点を追加。

##### 3-3. キャリア支援

・

・

・

【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### ② 文部科学省の提言等との整合性を取る

- 1) 「教育の質」→「教育研究の質」
- 2) 「教学マネジメント」→「教育研究活動のための管理運営」
- 3) 「中長期的計画」→「中期的な計画」
- 4) 設置基準や法令改正への対応は、自己判定の留意点やエビデンス資料の提示などで適宜行う。
- 5) 法令改正があれば、随時対応

### ③ 大学の特色の進展に資する評価方法を強化する

- 1) 自己点検評価書に「成果が出ている取組み」など記述する場の設置
- 2) 「独自の基準」「特記事項」は継続

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 1) 自己点検評価書に「成果が出ている取組み」など記述する場の設置

#### 優れた点の基本的な考え方

使命・目的及び質保証などに照らして、「優れている」と判断した事項です。全て公表されます。

- ◆ 質の保証及び向上に寄与する取組み
- ◆ 個性・特色があり一定の成果を挙げている取組み
- ◆ 先進的で一定の成果を挙げている取組み
- ◆ 十分に成果を挙げている取組み
- ◆ 十分に整備され、機能している取組み
- ◆ 他大学の模範となるような取組み



大学: 特色があり、一定の成果を挙げている取組みなどを積極的に記述



優れていると判断した場合は、評価結果に「優れた点」として取上げる

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 1) 自己点検評価書に「成果が出ている取組み」など記述する場の設置

#### 第4期 自己点検評価書の様式

##### 基準 3. 学生

##### 3-1. 学生の受入れ

- ①アドミッション・ポリシーの策定と周知
- ②アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証
- ③入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

##### (1) 3-1の自己判定

「基準項目 3-1 を満たしている。」 「基準項目 3-1 を満たしていない。」

##### (2) 3-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

##### 3-2. 学修支援

- ①教員と職員の協働をはじめとする学修支援体制の整備
- ②TA (Teaching Assistant) の活用をはじめとする学修支援の充実

##### (1) 3-2の自己判定

「基準項目 3-2 を満たしている。」 「基準項目 3-2 を満たしていない。」

##### (2) 3-2の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

基準全体の自己評価において、「成果が出ている取組み、特色ある取組み」≡「優れた取組み」を大学自ら記述する。その状況を評価チームが確認し、優れていると判断した場合は、評価結果に「優れた点」として取上げる。

##### 3-3. キャリア支援

・  
・  
・

##### 【基準 3 の自己評価】

(1) 成果が出ている取組み、特色ある取組み

(2) 自己点検・評価や外部による評価で発見された課題など

(3) 課題などに対する改善状況と今後の取組み予定

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### ④ 大学が社会の支持を得るための支援を強化する

- 1) 大学がステークホルダーに評価結果などを周知することを留意点に加える
- 2) 高校、地方公共団体、民間企業などの意見聴取をすることを留意点に加える
- 3) 評価報告書の様式を変える(判定に不適合の根拠の記載、総評などを読みやすくする)
- 4) 公表方法の検討（「評価結果の読み方」の追加など）



◆ 第4期評価システムでめざすこと

1) 大学がステークホルダーに評価結果などを周知することを留意点に加える



2-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
③内部質保証のための学部、学科、研究科などと大学全体のPDCAサイクルの仕組みの確立とその機能性	<input type="checkbox"/> 自己点検・評価、認証評価などの結果を積極的に公表・説明し、学生や学外関係者の理解・支持を得られるよう努力しているか。

◆ 第4期評価システムでめざすこと

2) 高校、地方公共団体、民間企業などの意見聴取をすることを留意点に加える



2-3.内部質保証の機能性

評価の視点	評価の視点に関わる自己判定の留意点☑
②学外関係者の意見・要望の把握・分析、結果の活用	<input type="checkbox"/> 学外関係者に意見・要望を聞き、その分析結果を教育研究や大学運営の改善・向上に生かす努力をしているか。

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 3) 評価報告書の様式を変える(判定に不適合の根拠の記載、総評などを読みやすくする)

#### 第3期 評価報告書の様式

〇〇大学

I 評価結果

【判定】  
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について  
大学は、建学の精神のもと、さまざまな領域の人材育成を総合的に行っている。開学以来、教育課程及び組織の改革に積極的に取組み、大学院修士及び博士後期課程を開設するほか、学部学科を改組し、時代の進展・変化への対応を柔軟に行っている。大学の使命・目的及び三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）等についてはウェブサイト、学生使覧、履修要綱、教員使覧等に情報を一元化して掲載され、学内外への周知を図っている。

「基準2. 学生」について  
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づき学部及び大学院で明確に定められ、入学者選抜要項とウェブサイトで周知している。専任教員と事務職員は協働で各種委員会を組織し、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する実施体制は適切に整備・運営している。  
しかしながら、大学全体の収容定員充率は0.5倍を大きく下回っており、確実な改善が必要である。

#### 第4期 評価報告書の様式

〇〇大学

I 評価結果

【判定】  
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

評価の結果、「基準3. 学生」を満たしていないため、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評  
各基準の評価、大学が設定した独自基準、大学が挙げた特記事項は以下の通りである。

各基準の評価	
基準1. 使命・目的	満たしている
基準2. 内部質保証	満たしている
基準3. 学生	満たしていない
基準4. 教育課程	満たしている
基準5. 教員・職員	満たしている
基準6. 経営・管理と財務	満たしている

独自基準

基準A. 社会貢献
基準B. 国際交流

特記事項

1. 日本初、世界初の取組み
2. 新型コロナウイルスへの対応

16

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 3) 評価報告書の様式を変える(判定に不適合の根拠の記載、総評などを読みやすくする)

#### 第3期 評価報告書の様式

「基準6. 内部質保証」について  
令和3(2021)年4月に設置された学長を委員長とする内部質保証委員会は、点検評価委員会が実施した点検・評価に関して全学的な観点で検証を行い、その結果を点検評価委員会にフィードバックし、教学組織、教学運営組織、研究所、事務局等が改革・改善を実施するPDCAサイクルを構築している。自己点検評価書は3年に一度のサイクルで作成し、内部質保証委員会、学園運営委員会、教授会、理事会で確認の後、ウェブサイトで公表している。

総じて、建学の精神のもと、大学、大学院及び短期大学は連携・協力し、さまざまな領域の人材育成を総合的に行う教育を実践している。大学は地域社会の中核となり、数多くの演習公開講座を開催し、教育資源を積極的に提供した社会貢献活動は高い評価を受けており、今後一層の発展が期待される。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A. 社会貢献」「基準B. 国際交流」については、各基準の概要を確認されたい。  
なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 日本初、世界初の取組み
2. 新型コロナウイルスへの対応

#### 第4期 評価報告書の様式

〇〇大学

I 評価結果

【判定】  
評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

評価の結果、「基準3. 学生」を満たしていないため、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合しているとは認められない。

II 総評  
各基準の評価、大学が設定した独自基準、大学が挙げた特記事項は以下の通りである。

各基準の評価	
基準1. 使命・目的	満たしている
基準2. 内部質保証	満たしている
基準3. 学生	満たしていない
基準4. 教育課程	満たしている
基準5. 教員・職員	満たしている
基準6. 経営・管理と財務	満たしている

独自基準

基準A. 社会貢献
基準B. 国際交流

特記事項

1. 日本初、世界初の取組み
2. 新型コロナウイルスへの対応

17

# ◆ 第4期評価システムでめざすこと

## 4) 公表方法の検討 (「評価結果の読み方」の追加など)

### 第3期 評価報告書の様式

III 基準ごとの評価

基準 2. 学生

【評価】  
基準2を満たしていない。

2-1. 学生の受入れ  
2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知  
2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証  
2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の確保

【理由】  
**基準項目 2.1 を満たしていない。**

【理由】  
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づいて学部、専攻科、研究科で明確に定められ、それぞれの入学選抜事項とウェブサイトで周知されている。入学選抜事項はアドミッション・ポリシーに基づいて作成され、入学選抜試験は入試委員会、入試実施本部、アドミッション委員会連携のもと、適切に運営されている。入試問題は、専任教員及び兼任教員の中から選定された出題委員により作成され、出題ミス防止等を目的に問題点検委員会が設置されている。  
しかしながら、大学全体の収容定員充足率が0.5倍を大きく下回っており、確実な改善が必要である。

【改善を要する点】  
○大学全体の収容定員充足率が0.5倍未満であり、入学者の確保について早急な改善が必要である。

2-2. 学修支援  
2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備  
2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】  
基準項目 2.2 を満たしている。

【理由】  
専任教員と事務職員協働による教学運営組織として、教育課程委員会、海外研修委員会、キャリアセンター、図書委員会、学生生活委員会が設置され、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。オフ



### 第4期 評価報告書の様式

III 基準ごとの評価

基準 3. 学生

【評価】  
基準3を満たしていない。

3-1. 学生の受入れ	満たしていない
3-2. 学修支援	満たしている
3-3. キャンパス支援	満たしている
3-4. 学生サービス	満たしている
3-5. 学修環境の整備	満たしている

【理由】  
アドミッション・ポリシーは、建学の精神及び教育目的に基づいて学部、専攻科、研究科で明確に定められ、それぞれの入学選抜事項とウェブサイトで周知されている。  
専任教員と事務職員協働による教学運営組織として、教育課程委員会、海外研修委員会、キャリアセンター、図書委員会、学生生活委員会が設置され、クラス制やガイダンスの実施など、学修支援に関する方針・計画・実施体制は適切に整備・運営されている。  
キャリアセンターを設置し、キャリア教育や就職・進学等に対する相談・助言等の業務を行う体制を整備している。  
学生サービスについては、学生生活委員会、クラス担任を中心に支援体制が整備され、適切に実施している。  
図書科については、適正規模の閲覧席数と蔵書数を確保し、ライブラリー・サポーター制度など学生の意見を反映する仕組みや利用促進のための工夫がなされている。クラスサイズについては、授業科目に応じて教育効果を十分発揮できるよう、履修人数は適切に管理されている。  
しかしながら、大学全体の収容定員充足率が0.5倍を大きく下回っており、早急な改善が必要である。

【優れた点】  
○全学部にて建学の精神に基づいたコア科目を配課し、学生が主体的に評価できる。

【改善を要する点】  
**○大学全体の収容定員充足率が0.5倍未満であり、入学者の確保について早急な改善が必要である。(3.1)**  
○ダイナミックについて、...は重要な問題であり、早急に体制の整備を行うよう改善を要する。

評価報告書の読み方はこちら  
[https://www.jiheer.or.jp/achievement/archive\\_year/](https://www.jiheer.or.jp/achievement/archive_year/)

# ◆ 第4期評価システムでめざすこと

## ⑤ 評価方法を効率化する

### 1) 一定の条件を満たす場合は実地調査の期間を短縮

#### 第3期の実地調査スケジュール(2泊3日)

第1日		第2日	
9:00	第2回評価員会議 (60分)	9:00	資料・データの点検 (30分)
10:00	資料・データの点検 (60分)	9:30	教育研究環境の視察 (60分)
11:00	顔合わせ (30分)	10:30	関係者と基準ごとの面談 (90分)
11:30	責任者との面談 (60分)	12:00	昼食 (60分)
12:30	昼食 (60分)	13:00	追加面談、教育研究環境の追加視察等 (80分)
13:30	学生との面談 (60分)	14:20	第4回評価員会議 (90分)
14:30	資料・データの点検 (30分)	15:50	終了の挨拶 (10分)
15:00	関係者と基準ごとの面談 (150分)	16:00	
17:30	評価チームの移動		
18:00	第3回評価員会議 (60分)		
19:00			

第1日の前日を移動日として、大学が指定する宿泊施設に移動。

以下の場合、現行通り。

- ・当機構の認証評価を初めて受ける場合
- ・前回の当機構の認証評価で、内部質保証の基準に「改善を要する点」があった場合
- ・大学と短期大学の同時受審の場合



## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

1) 一定の条件を満たす場合は実地調査の期間を短縮

### 第4期の実地調査スケジュール(1泊2日)

第1日	第2日	時刻
	第3回評価員会議 (30分)	9:00
	資料・データの点検 (30分)	9:30
	学生との面談 (60分)	10:00
	教職員との面談 (90分)	11:00
	昼食 (60分)	12:30
	教育研究環境の視察 (60分)	13:30
14:00 大学近辺で集合	追加面談 (60分)	14:30
14:30 第2回評価員会議 (30分)		
15:00 資料・データの点検 (60分)	第4回評価員会議 (80分)	15:30
16:00 顔合わせ及び責任者との面談 (45分)		
16:45 教職員との面談 (45分)	終了の挨拶 (10分)	16:50
17:30 追加資料・面談の確認 (30分)		17:00
18:00 自己評価担当者へ連絡		

第1日の14時までに大学へ移動。

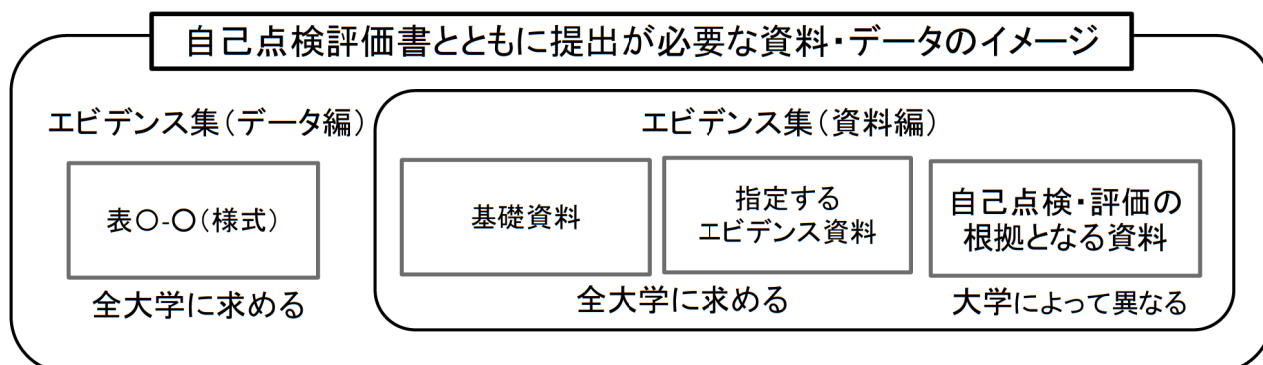
- ・複数のキャンパスが所在する場合は、メインキャンパスへの訪問とし、別キャンパスの状況の確認が必要な場合は、受審校に説明を求める。
- ・休憩時間を適宜設ける。
- ・評価員の前泊・後泊は、申し出ていただき、各自で手配していただく。(評価機構が費用負担)

20

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### ⑥ 大学、評価員双方の負担を軽減する

- 1) 提出資料のデジタル化(自己点検評価書、データ編、資料編)
- 2) 必須の提出資料の精選「指定するエビデンス資料」
- 3) 公開情報はURLの提示に代替



21

## ◆ 第4期評価システムでめざすこと

### 「エビデンス資料(基礎資料)」の見直し

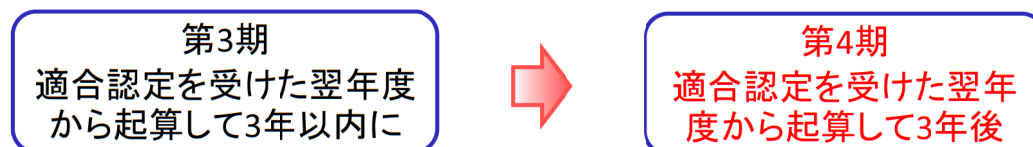
- ・学則など複数の基準項目に関わる基礎的な資料を指定一1部提出
- ・中期的な計画、会計監査人の名簿、理事会と評議員会の前年度開催状況(議題一覧)、会計監査報告を追加

### 「指定するエビデンス資料」

- ・自己点検・評価のエビデンス資料として、基準項目ごとに全大学に求める資料
- ・これら以外に、大学は自己点検・評価の根拠となる資料の提出が必要

## ⑦ 評価校へのフォローアップのシステム化

- 1) フォローアップシステムの更なる強化、改善報告書の提出年度の指定



講演者：伊藤敏弘(いとうとしひろ)

(公財)日本高等教育評価機構常務理事・事務局長

略歴(抄)：

- 1993年 日本私立大学協会入職
- 1997年 日本私立大学協会事務局主任
- 2002年 同協会附置私学高等教育研究所主任(兼務)
- 2005年 日本高等教育評価機構 評価事業部長
- 2013年 評価事業部長・評価研究部長
- 2016年 事務局長・評価研究部長
- 2020年 常務理事・事務局長 現在に至る

# 評価者＋被評価者からみた 3巡目認証評価と4巡目への展望

---

独立行政法人 大学改革支援・学位授与機構  
研究開発部 鳶田 敏行

- 当機構の4巡目の基準等は、現在、パブリックコメント受付中の段階であり、本資料に含まれる方針・内容は確定しているものではないことにご留意ください。

## はじめに

---

2

- 大学改革支援・学位授与機構の認証評価について、現在は運用実務を行っているが、前任校において1巡目から3巡目まで受審を担当しており、3巡目からは評価委員の立場でも関与している。
- これら3つの視点をもとに、当機構の4巡目の認証評価を念頭に置きつつ、認証評価の課題と今後の展開について考えてみたい。

## 領域 – 基準 – 分析項目

3ポリシーを整備する → Evaluability ?

- 基本組織（領域1）
- 内部質保証体制を作って運用する（領域2）  
→ 領域6をどうやって全学で進めるか
- 財務と管理運営（領域3）
- 学生支援（領域4）
- 学生の受入（領域5）
- カリキュラム、授業科目、学習成果、改善活動（領域6）

## 3巡目の特色

- 2巡目から3巡目の際に、大規模モデルチェンジ  
→ 叙述形からエビデンス形：ストーリー作文 + 根拠資料から別紙様式（要点記入シート） + 根拠資料を提出する形へ
- システム化・ルール化 → 規程類によって責任と権限、手順を設定すれば、執行部や担当者が変わっても組織的・継続的に実施可能？
- 教育の内部質保証に関するガイドラインを制定 → 十分な研修ができて  
いるかどうかはやや疑問？
- 国立大学法人評価結果等の活用 → 負担軽減の試み

# 自己評価書の作成イメージ

〇〇大学 領域3

## II 基準ごとの自己評価

領域3 財務運営、管理運営及び情報の公表に関する基準

：「該当なし」

基準3-1 財務運営が大学等の目的に照らして適切であること

分析項目	分析項目に係る根拠資料・データ欄	備考	再掲
[分析項目3-1-1] 毎年度、財務諸表等について法令等に基づき必要な手続きを経ていること	<ul style="list-style-type: none"> <li>直近年度の財務諸表</li> <li>上記財務諸表に係る監事、会計監査人の監査報告書</li> </ul>		
[分析項目3-1-2] 教育研究活動に必要な予算を配分し、経費を執行していること	<ul style="list-style-type: none"> <li>予算・決算の状況（過去5年間分）がわかる資料（別紙様式3-1-2）</li> <li>分析の手順に示された理由がある場合に、その理由を記載した書類</li> </ul>		
【特記事項】			
① 上記の各分析項目のうち、根拠資料では、分析項目の内容を十分に立証できないと判断する場合には、当該分析項目の番号を明示した上で、その理由を400字以内で記述すること。			
② この基準の内容に関して、上記の分析のみでは自己評価できない活動や取組における個性や特色、資料を参照する際に留意すべきこと等があれば、根拠資料とともに箇条書きで記述すること。			
【基準に係る判断】 以上の分析内容を踏まえ、当該基準を満たすか満たさないか。 (リストから選択してください)			
【優れた成果が確認できる取組】			
【改善を要する事項】			

5

# 別紙様式の例

6

## ➤ 内部質保証に係る責任体制等一覧（別紙様式2-1-1）

確認すべき要素	大学における状況	根拠規定
(1) 中核となる委員会等の名称	自己点検・評価委員会	小平大学自己点検・評価委員会規則
(2) 統括責任者	学長	小平大学自己点検・評価委員会規則
(3) 自己点検・評価の責任者	副学長（評価担当）	小平大学自己点検・評価委員会規則第X条
(4) 改善・向上活動の責任者	副学長（教育担当） 副学寮（総務担当）	小平大学自己点検・評価委員会規則第X条
(5) 委員会等の構成員	副学長、各研究科長が推薦する教員（各1名）、各附置研究所長が推薦する教員（各1名）、各センター長が推薦する教員（〇名）、評価室長、その他自己点検・評価委員会委員長が必要と認めた本学の教職員（〇名）	小平大学自己点検・評価委員会内規第X条

## ➤ F Dの内容・方法及び実施状況一覧（別紙様式2-5-4）

取組	主催	実施内容・方法	参加者数
〇〇学部FD研修会	〇〇学部	教員集会、参加者アンケート調査	65人
FDセミナー	FD委員会	ゲスト・スピーカーの講演、アクティブ・ラーニング実践例紹介	45人
授業見学	FD委員会	授業を見学し、レポートを提出	20人

## 3巡目の状況

7

- 評価機関・委員としては、十分か不十分かは判断しやすくなった？（ポンチ絵にひっぱれなくなった？）
- ストーリーは委員が資料をもとに机上展開 → これまでの経験に依存？
- 現場（大学）では、ストーリー作文が無くなったので学内共有しづらい。  
→ 作業色が強くなった？ + 模倣して自分たちのものにする活動がやりづらい（模倣しにくい？、文脈依存？、covid-19も影響？）
- 内部質保証については、苦戦する大学が多め：内発的動機（運営状況、メリット、デメリット）

## 4巡目の基準等のエッセンスと考える部分

8

- きちんとやっている大学さんの努力がきちんと報われるもの？
- 責任と権限を設定して手順を定めてもらった。あとは内部質保証の仕組み回すだけ（のはず）：エビデンス形からオーディット形へ？
- 学部・研究科単位で教育課程のマネジメントが実質的十分機能していることが確認できればよい？ → 定めた仕組みで十分に点検評価（+改善）を行っていれば、「日頃の評価活動の成果」を提出すればよい？
- できないならどうするか：「機能しているかどうか」の基準で調整？
- 教育課程（領域6）について、内部質保証体制が機能していれば、前回の認証評価を「第三者評価活用」として活用するなど、弾力化を推進する方向性を提示。



## 内部質保証システムのさらなる実質化を踏まえた 認証評価の今後のあり方に向けて

9

- 内発的動機が薄い場合に組織的かつ継続的な改善活動をどのように進めてもらうのか？
- 定期健康診断で健康作りしてください？ → 認証評価を受けたら、内部質保証をがんばったら、どんな「おいしいこと」があるの？
- 認証評価を受ける前、事前の仕込みと日頃の取組（プロセス）が重視されるとするならば、評価機関としてどのようにコミットすればよいのか。
- どのように寄り添う？：情報発信・情報共有？、研修？

## プロフィール

10

- 2003.3. 金沢大学大学院自然科学研究科地球環境科学専攻博士  
後期課程単位取得退学
- 2003.4. 茨城大学採用（国家公務員Ⅱ種行政職）
- 2005.3. 評価室（学術企画部）配置転換。助手を拝命。
- その後、大学戦略・IR室（総務部）、全学教育機構総合教育企画部門（学務部）に異動
- 2023.11. 大学改革支援・学位授与機構 研究開発部に着任

NIAD-QE 認証評価関係評価委員、調査研究協力者を長年担当  
文部科学省 令和5年度「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」調査項目等に関する検討会座長等を担当

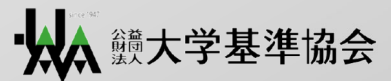




# 第4期機関別認証評価に向けた改革

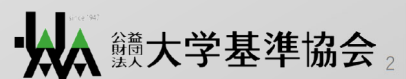
－「学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視と  
その実質性を問う評価」を基盤に－

大学基準協会  
常務理事／事務局長 工藤 潤

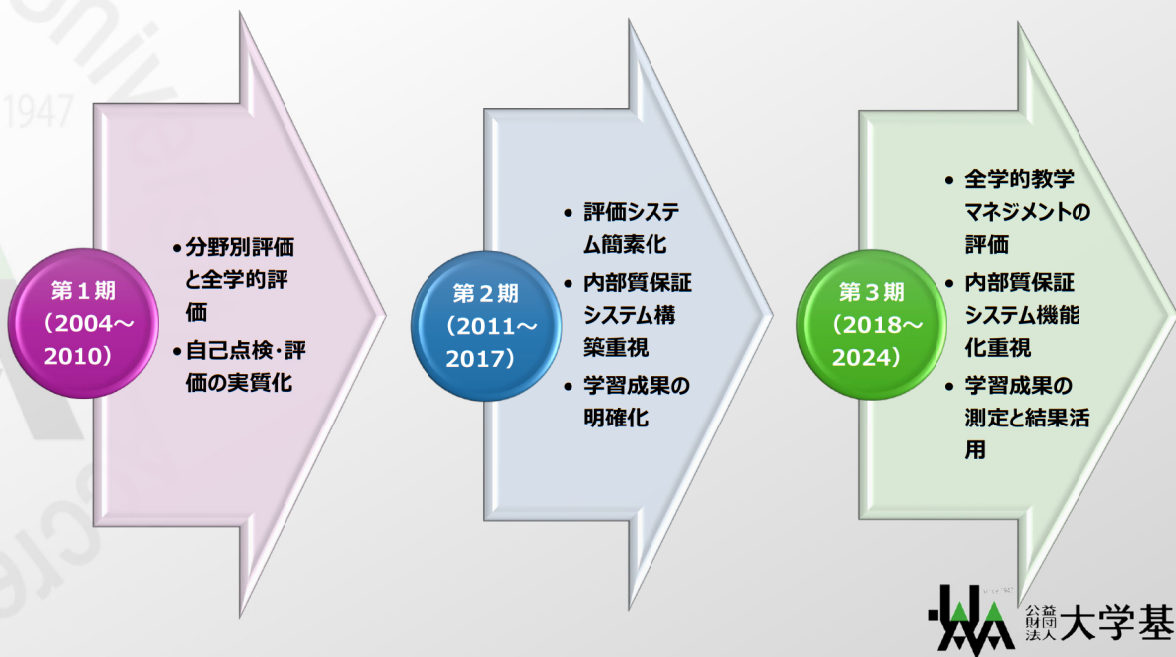


## はじめに

- 急激な少子化の進行、大学に入学してくる学生の多様化が一層進展
- 学生の質の確保は、入学者選抜という「入口管理」では困難、「出口管理」によって担保していくことが必要
- 学生の学習成果の達成に結び付く大学教育（学位プログラム）の実践が重要
- 大学は内部質保証システムを有効に機能させて、大学教育の充実と学生の学習成果の向上を図ることが不可欠

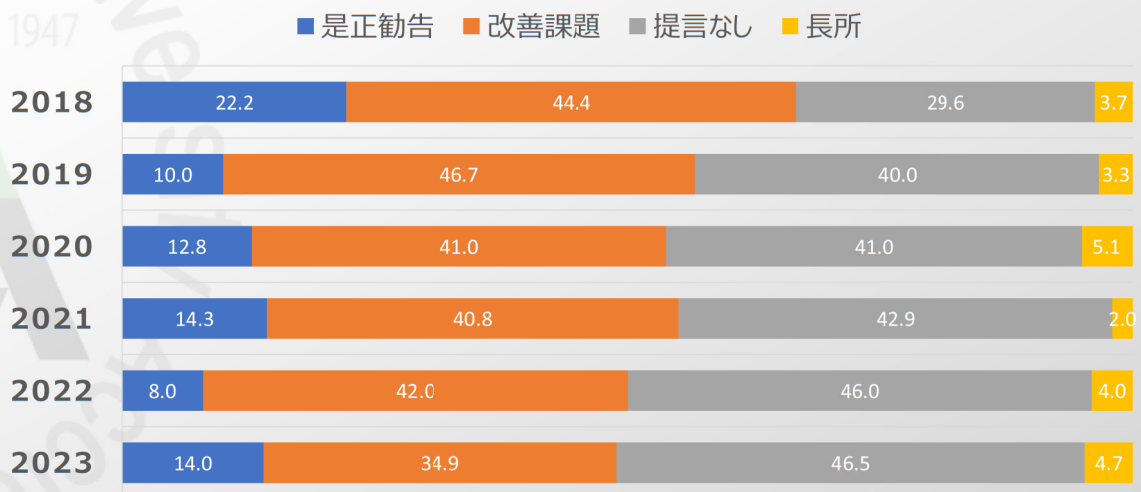


## 認証評価システム改革の流れ（大学基準協会の例）



## 過去の評価結果に見る、大学が抱える課題（内部質保証システム）

内部質保証の体制・有効性に関する評価（提言）の割合



2018年～2023年の6年間の内部質保証に対する評価（提言状況）

## 過去の評価結果に見る、大学が抱える課題（内部質保証システム）

### ■ 内部質保証体制が不十分

- 内部質保証の推進に責任を負う組織の規程上の位置づけが不明確
- 内部質保証の推進に責任を負う組織と他の組織との役割分担などが不明確
- 内部質保証の推進組織による各部局に対するマネジメントが不十分
- 内部質保証に関する方針・手続が未設定
- 内部質保証に関する方針・手続と実態との乖離

### ■ 自己点検・評価が機能不全

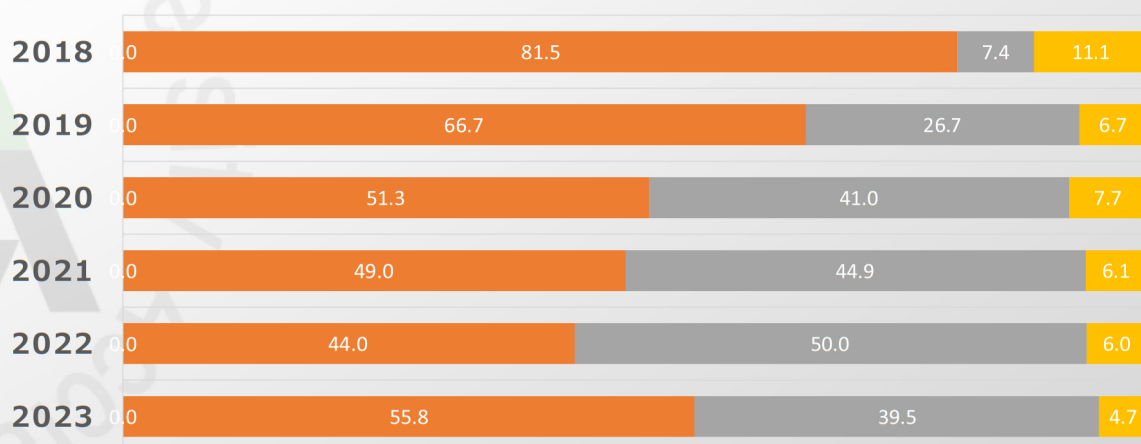
- 自己点検・評価の範囲が限定的、包括的自己点検・評価が未実施
- 自己点検・評価の結果に基づく改善が不十分
- とりわけ、自己点検・評価結果に基づく内部質保証の推進組織による各部局のPDCAに対する支援が不十分

2018年～2023年の6年間の内部質保証に対する評価結果より

## 過去の評価結果に見る大学が抱える課題（学習成果）

学習成果に関する評価（提言）の割合

■ 是正勧告 ■ 改善課題 ■ 提言なし ■ 長所



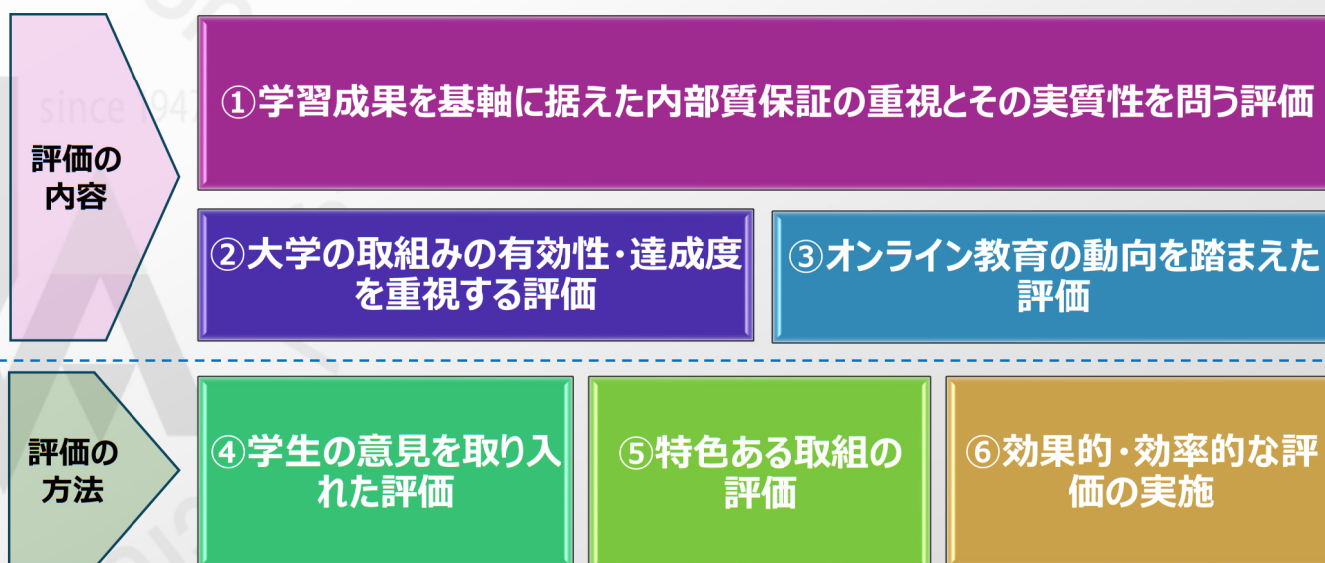
2018年～2023年の6年間の学習成果に対する評価（提言状況）

## 過去の評価結果に見る大学が抱える課題（学習成果）

- 第3期に入ってから、学習成果の測定方法が定まらずに検討もされていないという勧告相当の提言が付された大学は無し
- 学位授与方針に示した学習成果と測定方法の関係が不明瞭など測定方法に問題があり、学生の学習達成度を適切に測定するための方法・指標の開発と運用を求める提言（改善課題）が付された大学が多い
- しかしながら、年々、改善課題が付される大学が減少していることから、それぞれの大学において学位授与方針に示された学習成果を測定するための方法等の開発が進み、学習成果の把握・評価が定着しつつある

2018年～2023年の6年間の学習成果に対する評価結果より

## 第4期認証評価（2025年～2031年）の改革方向



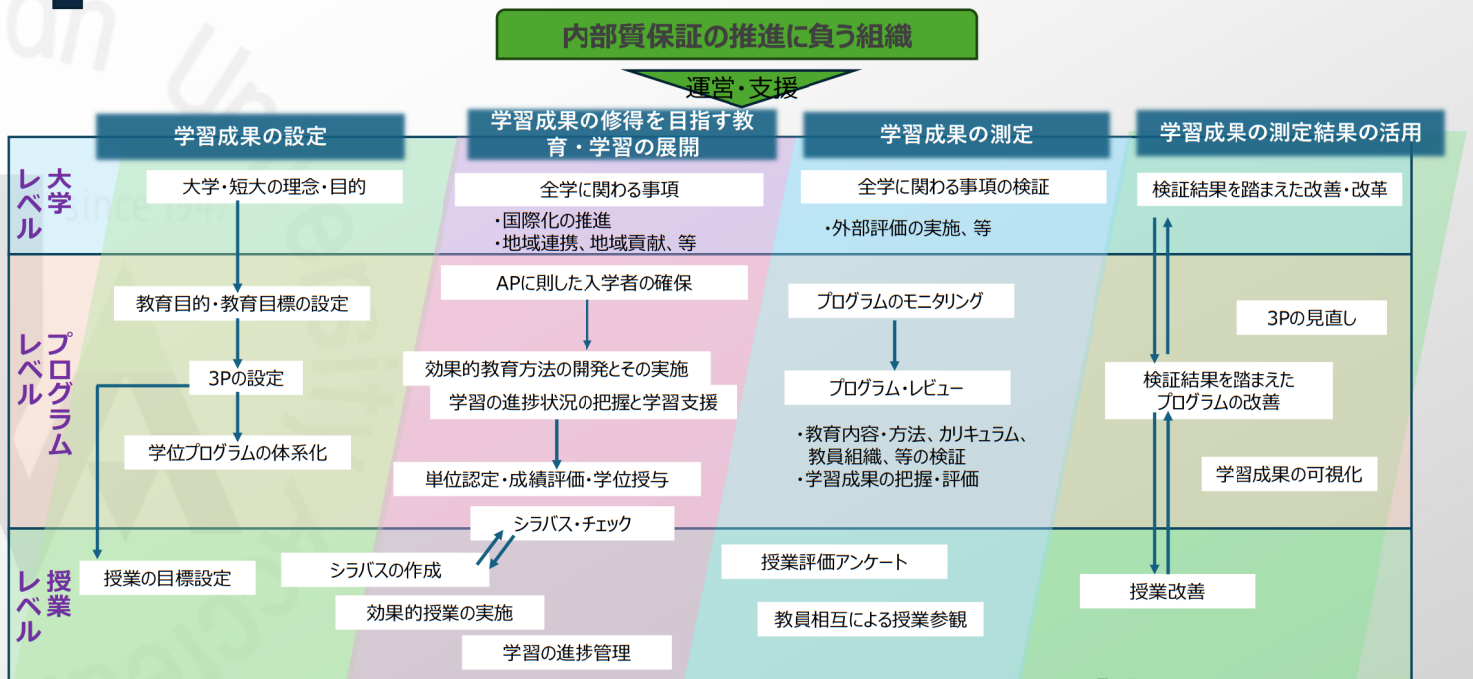
# ① 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価

## ■ 内部質保証の「実質化」とは

学生に身に付けさせる能力等の明確化、それに基づく教育課程等の整備（学位プログラムの体系化）、実施、達成度の把握、そして教育システムの検証と改善・向上という一連の流れが適切に実現できていること

- こうした一連の流れを大学全体の中でマネジメントすること

# ① 学習成果を基軸に据えた内部質保証の重視とその実質性を問う評価





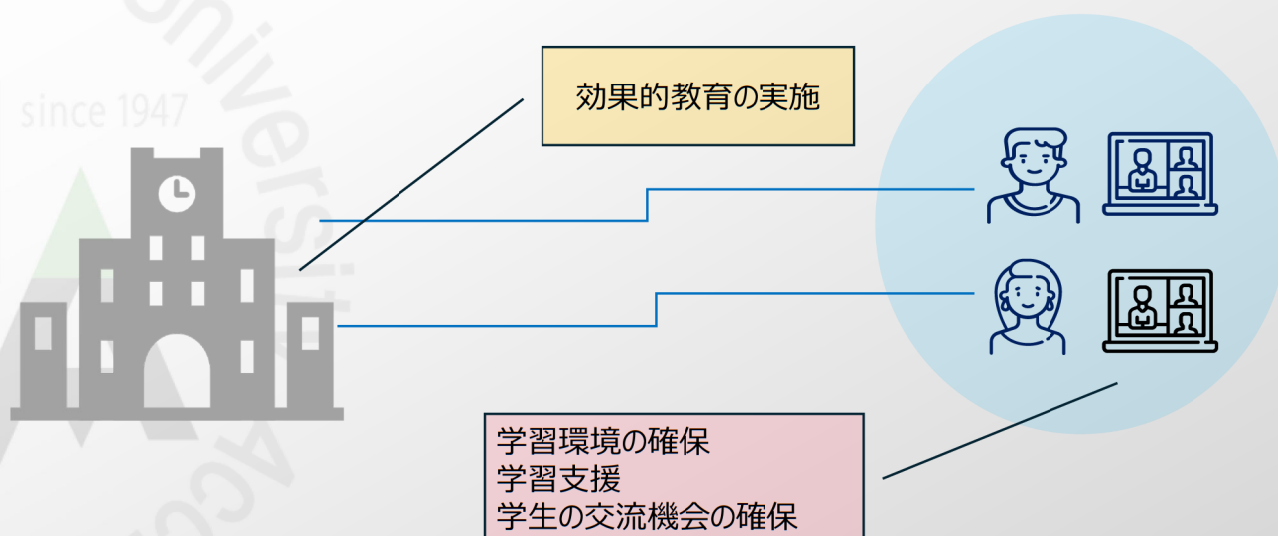
## ②大学の取組みの有効性・達成度を重視する評価



### ■ 第4期においては、各取組の**成果や有効性（アウトプット、アウトカム）**にも焦点を当てた評価を強化

- 例えば、「基準6 教員・教員組織」における「評価の視点」
    - ✓ 教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
    - ✓ 教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- などが設定され、アウトカム評価を取り入れるようにした。

## ③オンライン教育の動向を踏まえた評価



### ③オンライン教育の動向を踏まえた評価

#### 「基準4 教育・学習」

- ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。
- また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。

#### 「基準7 学生支援」

- 遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないよう、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。
- 学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

### ④学生の意見を取り入れた評価

- 実地調査時のインタビューだけでなく、さらに意見を聞く機会・方法を充実
- 質保証機関の国際的なネットワーク組織であるINQAAHEによるGGPアライメントの認定取得の際の指摘事項

#### 勧告

審査委員会は、JUAAが、2025年からの大学評価（第4期の機関別認証評価）に向けた評価基準の改定に、学生、卒業生・修了生ならびに産業界の代表を参加させ、これらのステークホルダーを認証評価プロセスに参加させるメカニズムを体系化することを勧告する。



## ⑤特色ある取組の評価

- 大学評価の目的：質の保証と質の向上
- 大学の個性・特長が伸長され、多様な発展を遂げることができるよう、評価を通じて大学をエンカレッジしていくことも、評価の重要な役割

特に優れた取組み	長所のうち、一定の成果があり、かつ、先駆性や独創性、独自性が見られる、又は他の大学の参考にもなりうる要素が見られるもの。
長所	理念・目的の実現に向けた取り組みであって当該大学の特色をなし、かつ、組織性や継続性・発展性が認められるもの。
改善課題	① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくために改善の検討を求めるもの。 ② ①にかかわらず、基礎要件の軽度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる問題として必ず改善を求めるもの。
是正勧告	① 自ら掲げた方針に沿った活動を展開し理念・目的の実現を図っていくうえで重大な問題として抜本的な改善を求めるもの。 ② ①にかかわらず、基礎要件の重度の不備など大学としてふさわしい水準の確保に関わる重大な問題として必ず改善を求めるもの。

## ⑥効果的・効率的な評価の実施

- 評価水準を維持したまま、大学側及び評価者側の負担をいかに軽減させていくか、極めて重要な課題
- 「負担軽減」を前面に出した制度変更というより、「無用な負担が生じない評価」を基本とした評価システムへ
- 第4期は、評価における重複などを可能な限り減らすことにしている。例えば、評価項目は、全体として47項目から34項目に縮減
- 大学が公表している情報を積極的に活用



## ⑥効果的・効率的な評価の実施

「新たな時代を見据えた質保証システムの改善・充実について（審議まとめ）」への対応（5文科高第2306号 高等教育局長通知（令和6.3.29））抜粋

内部質保証体制が整備され、その体制に即した取組がなされている場合、次回の評価においてその体制や取組が維持・向上されていることを確認しつつ、評価項目・評価手法の簡素化など弾力的な措置を実施

法令適合性の評価に当たり、ウェブサイト当該情報が公表されている場合、評価対象大学等にそのURLの提示を求め、その根拠資料の提出を免除するなど、法令適合性に関する評価項目や評価手法の簡素化を推進

機関別評価において、分野別評価における評価結果を効率的に活用するなど、大学等が評価を受審するに当たっての負担の軽減に資する取組を一層推進

## おわりに

○「質」とは何か：究極的には学生の質、すなわち学生が学習成果を修得できたかどうかということ

→学習成果を修得させるための教育実践や学習活動の質も問われてくる

→大学は、内部質保証システムを構築して、教育の充実と学習成果の向上を果たしていくことが必要

○認証評価は、規制改革や市場原理という考えを底流に持つ制度。最終的には社会が大学を評価するとの考えのもと、認証評価機関には質保証機能を具備することが求められているが、大学の質的向上に寄与する評価を一層徹底させていくことが重要

## ■ パネリスト:工藤 潤(くどう じゅん)

### 大学基準協会 常務理事／事務局長

#### 略歴(抄)

昭和63年4月	大学基準協会入職
平成13年4月	大学評価・研究部審査・評価系主幹 兼 総務課長
平成16年4月	大学評価・研究部企画・調査研究系主幹 兼 総務課長
平成19年4月	大学評価・研究部審査・評価系主幹 兼 企画・調査研究系主幹
平成20年4月	大学評価・研究部部長
平成24年4月	事務局長
平成30年5月	大学評価研究所特任研究員(現在に至る)
令和 5年7月	常務理事 兼 事務局長(現在に至る)

# 今後の認証評価のあり方等について — 第4期の認証評価システムを中心に— (大学・短期大学基準協会)

Japan Association for College Accreditation

短期大学認証評価委員会 委員長  
学校法人志學館学園 理事長  
志賀 啓一



Japan Association for College Accreditation



## 大学・短期大学基準協会の 評価の特色

## 学生の学習成果を焦点にした教育の質保証

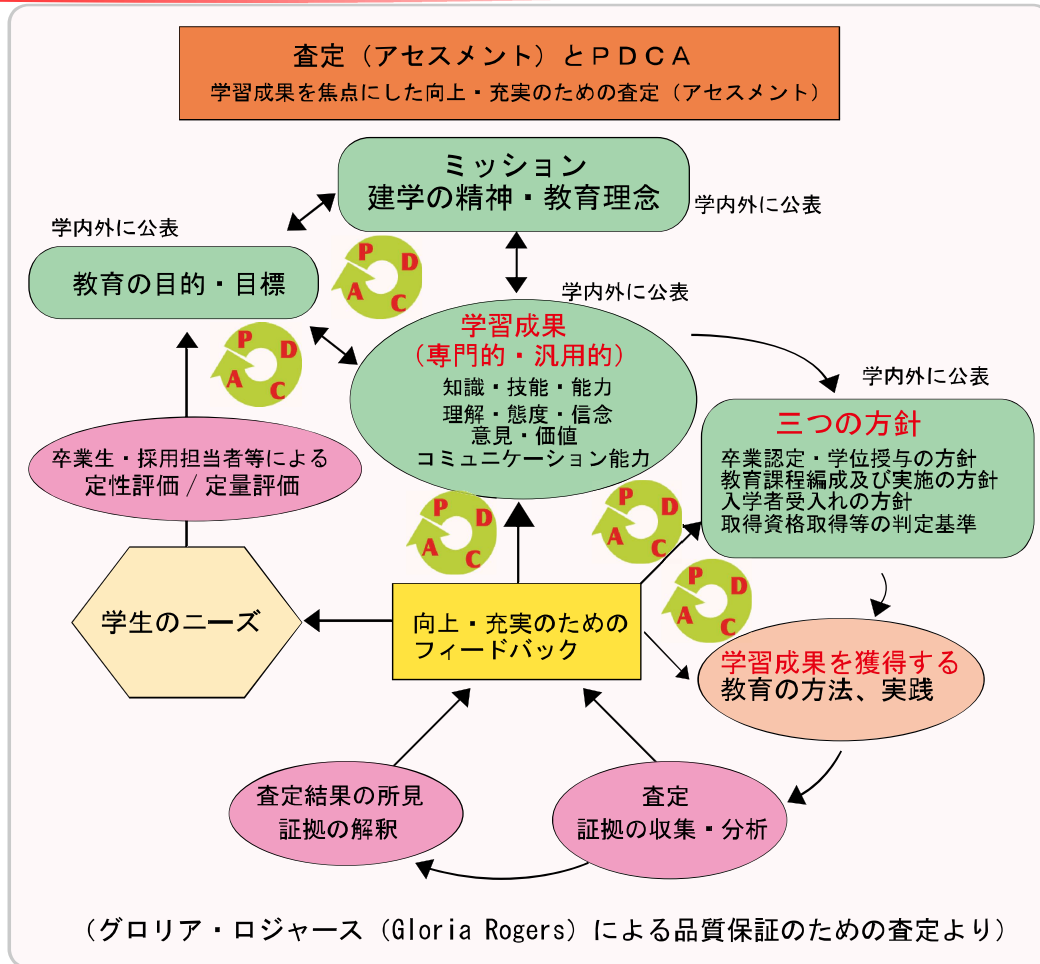
- 学習成果は、平成15年(2003年)から欧州高等教育圏の取組により国際的に学位の水準や内容、学習成果等を比較可能とすることが求められるようになった。
- 学習成果とは、「短期大学で何を学んで、何を身に付けて、何ができるようになるか」ということを事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの。
- 三つの方針は、事前に表明した学習成果を獲得させるために、①卒業認定・学位授与の方針、②教育課程編成・実施の方針、③入学者受入れの方針を表明したものであり、この方針を実践・実行することで短期大学が目的とする人材養成を達成することができる。
- したがって、教育の質保証は、学習成果を焦点にした三つの方針の実践・実行の成果を定量的及び定性的に査定(アセスメント)し、見つけた課題を改善する仕組みを実行していくことで確保することができる。

2

## 国際通用性を確保した自己点検・評価

- 本協会は、会員短期大学が教育の質保証を図り、国際通用性を確保できるよう自己点検・評価のための短期大学評価基準を、アメリカのACCJC WASCの基準をベースに、本協会の基準、「基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果」、「基準Ⅱ 教育課程と学生支援」、「基準Ⅲ 教育資源と財的資源」、「基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス」を定めている。この4基準には更に詳しくテーマ、区分、観点と短期大学の機関全体を自己点検・評価できるように構成してあるが、ここでの詳細は省略する。
- 短期大学が本協会にて認証評価を受ける際の自己点検・評価報告書は、その作成マニュアルが査定(アセスメント)と改善を行うPDCAサイクルの実施状況を記述できるようにしてあるので、日常的に自己点検・評価を進めれば短期大学の国際通用性を確保した教育の質保証が図れるようになっている。

3



# 内部質保証ルーブリック

## 「内部質保証ルーブリック」の取扱い方針について (平成30年6月14日認証評価委員会承認)

- ▶ 短期大学は自己点検・評価に積極的に取り組み、それに基づき教育研究活動の見直しを継続的に行う内部質保証を機能させる必要があります。
- ▶ このため、「内部質保証ルーブリック」（以下「ルーブリック」という。）を評価校及び評価員に配布し、評価校には「ルーブリック」による自己評価を求め、自己点検・評価報告書に各評価項目の現状及び高レベルへの到達度となるような取組状況等、学習成果を焦点に据えた向上・充実のための査定が機能し、教育の質保証が図られている等の状況が記述されているかの確認を求めるものとします。（評価校がルーブリック評価をする）
- ▶ また、評価員には提出された自己点検・評価報告書、提出資料及び訪問調査等を基に、評価校の内部質保証の取組状況について「ルーブリック」を用い評価を行い、その判定を基に基準別評価票の「三つの意見」等に記述していただきます。（評価員がルーブリック評価をする）
- ▶ 「ルーブリック」は、それぞれが内部質保証の取組状況を確認でき、かつ、評価校にはレベルアップに向けての取組を促すものであり、教育の向上・充実につながるものとなります。

### 内部質保証ルーブリック

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
	1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取り組みを確立している。
2 学習成果（Student Learning Outcomes）を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を測定する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を評価する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映してあるか精査する仕組みがある。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の組織（委員会等）において、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 理事長のリーダーシップの下、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目 1～3 全てにチェックがある。
判定 (三つの意見等に記載)	<input type="checkbox"/> 「早急に改善を要すると判断される事項」：チェックの入らない項目が一つでもある場合、早急に改善を促す。 <input type="checkbox"/> 「向上・充実のための課題」：一部の組織（委員会等）において教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。			<input type="checkbox"/> 各基準の評価結果：全専任教員で、教育の質保証を図る査定の仕組みを、全専任教職員で、教育の質保証を図る査定の仕組みにするよう改善を促す。 <input type="checkbox"/> 「特に優れた試みと評価できる事項」：項目4の両方にチェックが入った場合、特に優れた試みとして評価する。

学習成果：学習成果とは、教育課程や教育プログラム・コースにおいて、一定の学習期間終了時に、学生が学習を通して知り、理解し、行い、実演できることを期待される内容を表明したものである。学習成果は、学生が学習を通して達成すべき知識、スキル、態度などとして示すものである。またそれぞれの学習成果は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学生にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なるものである（中央教育審議会答申「学士課程教育の構築に向けて（平成20年）」より）。学習成果のアセスメントと結果の公表を通じて、短期大学のアカウントビリティが高まる。



## 第4期の評価基準の変更内容

8

### 全体的な変更内容

評価基準から「観点」を外し、観点は参考的項目とする

→これまでは報告書等で観点到に記載されている項目を全て言及しなくてはならなかったが、冗長になったり、評価への反映について議論になる場合があった。そこで、評価基準として厳格に運用するのではなく、参考的項目とすることにより、柔軟で弾力的な評価を可能とすることとした。

内部質保証ルーブリックの改定

→第3期までに達成できたものについてはレベルを下げ(できて当たり前のもとする)、内外への周知、定期的な見直し等、より実質化を図っていれば高く評価するものとした。

各種法令への対応

→各基準にて解説

評価結果の書式変更(検討中)

→基準そのものとは関係ないが、評価員からは評価結果の記載等が冗長であったり、「総評」と「各基準の評価」で同様の内容を繰り返さざるを得ない書式になっていることなどに意見があったため、第4期開始に向けてこれらの書式を簡略化し、評価員負担の軽減を図れるよう検討中。

9

## 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果

### A 建学の精神

基準Ⅰ-A-1 建学の精神を確立している。

基準Ⅰ-A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。

⇒A-2をテーマC「社会貢献」と独立させる

### B 教育の効果

基準Ⅰ-B-1 教育目的・目標を確立している。

基準Ⅰ-B-2 学習成果(Student Learning Outcomes)を定めている。

基準Ⅰ-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。

### C 内部質保証

⇒項目が増えるためテーマDへ変更

基準Ⅰ-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。

基準Ⅰ-C-2 教育の質を保証している。

10

## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### A 教育課程

基準Ⅱ-A-1 学科・専攻課程ごとの卒業認定・学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)を明確に示している。

基準Ⅱ-A-2 学科・専攻課程ごとの教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)を明確に示している。

基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。

基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。

⇒3つのポリシーの明確化は基準Ⅰ-Bと重複するため、それぞれのポリシーに基づいた実態を中心にするよう、観点を含めた文言整理

基準Ⅱ-A-5 学科・専攻課程ごとの入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)を明確に示している。

⇒テーマC「入学者選抜」として独立させ、アドミッション・ポリシー及び法令に基づいた入試要件を含めて観点整理

基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。

基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。

基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。

⇒学習成果の明記と査定の仕組みを評価することは本協会の特色でもあることから、A-6からA-7をテーマB「学習成果」として独立させ、文言整理

11



## 基準Ⅱ 教育課程と学生支援

### B 学生支援

⇒テーマAが3つに分けられることから、「D」に変更

基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。

⇒テーマBとして学習成果を独立させることから、項目を移動

基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。

基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。

⇒進路支援を含め組織的な支援について、観点を含めた文言整理

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### A 人的資源

基準Ⅲ-A-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。

基準Ⅲ-A-2 専任教員は、教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。

基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。

基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。

⇒A-2及びA-3については、それぞれ選任教員と事務職員の役割について評価基準を設定していたが、設置基準及び私立学校法の改正に伴い、教育研究上の組織について基準を整理するとともに、各基準の観点の整理

## 基準Ⅲ 教育資源と財的資源

### B 物的資源

基準Ⅲ-B-1 教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。

基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。

### C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源

基準Ⅲ-C-1 短期大学は、教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。

⇒テーマBとCの統合も検討されたが、今後のデータサイエンスの重要性も鑑み、テーマ及び基準は現状のままとするが、観点の整理

### D 財的資源

基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。

基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。

⇒基準の変更はないが、会計監査人への対応等を観点到記載する

## 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス

### A 理事長のリーダーシップ

基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。

⇒基準に理事及び理事会の役割の追加。それに伴いテーマ名も「理事会運営」に変更

### B 学長のリーダーシップ

基準Ⅳ-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。

⇒「教学マネジメント」に係る文言及び観点的追加。それに伴いテーマ名も「教学運営」に変更

### C ガバナンス

基準Ⅳ-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。

基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員との諮問機関として適切に運営している。

⇒会計監査人に係る基準の追加

基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。

⇒情報の公表については、テーマDとして独立させる

# 内部質保証ルーブリックの改定 (見えないと思いますが参考までに)

項目	Awareness 認識・自覚 Level I	Development 開発・発展 Level II	Proficiency 熟練・習熟 Level III	Sustainable Continuous Quality Improvement 持続的・継続的な質の改善 Level IV
1 建学の精神を確立している。 教育目的・目標を確立している。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 建学の精神を公表している。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーが認識できるよう努めている。 <input checked="" type="checkbox"/> ステークホルダーから理解を得るための取組みを確立している。 <input checked="" type="checkbox"/> 人材養成の目的の中に含めて学生が認識できるよう努めている。
2 学習成果を定めている。	<input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価・判定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。	<input type="checkbox"/> 建学の精神を定期的に確認している。 <input type="checkbox"/> 学習成果を定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を測定する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況を評価する仕組みを定めている。 <input type="checkbox"/> 学習成果の獲得状況について評価・判定した結果をフィードバックする仕組みを定めている。
3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針(三つの方針)を一体的に策定し、公表している。	<input type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されているか精査する仕組みがある。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。	<input checked="" type="checkbox"/> 学習成果の獲得を目標とした三つの方針が一体的に策定され、公表されている。 <input checked="" type="checkbox"/> 授業科目の成績評価に学習成果が的確に反映されている。 <input type="checkbox"/> 教育課程の全授業科目に学習成果が反映されている。
4 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。 教育の質を保証している。	<input type="checkbox"/> 一部の者で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る定常の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の一部で取り組んでおり、その範囲内で教育の質保証を図る定常の仕組みが機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 教育研究実施組織等の全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る組織的な定常の仕組みが確立され、おむね機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。	<input type="checkbox"/> 全組織で取り組んでおり、教育の質保証を図る定常の仕組みが確立され、機能している。 <input type="checkbox"/> 上記の項目1～3全てにチェックがある。
判定 (「三つの発展」等に 記載)	○ 項目1～3にチェックの入らない項目があった場合:基準1のテーマ「内部質保証」の「早急に改善を要すると判断される事項」において改善を促す。 ○ 教育の質保証を図る定常の仕組みが一部の者に限られている場合:「向上・充実のための課題」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定常の仕組みにするよう改善を促す。	○ 教育の質保証を図る定常の仕組みが教育研究実施組織等の一部にとどまっている場合:基準1の「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定常の仕組みにするよう改善を促す。	○ 項目4の両方にチェックが入った場合:基準1の「基準別評価結果」において、教育研究実施組織等の全組織で教育の質保証を図る定常の仕組みであることを評価する。	○ 項目4の両方にチェックが入った場合:基準1のテーマ「内部質保証」の「特に優れた取り組みと評価できる事項」において評価する。

# 4巡目に向けた課題

## 学習成果の取扱いと浸透

- ・令和2年度に中央教育審議会大学分科会より出された 教学マネジメント指針に基づく対応については、本協会は従前より対応しているとの認識であるが、用語の取扱いについては評価校への理解を進め、運用を検討する必要がある。

## 法令等への対応

- ・私立学校法における「認証評価の結果をふまえた」中期的な計画の在り方に対する責任
- ・設置基準における基幹教員の有無については、改組等行われなない場合は、旧基準に基づくため、今後も両ケースの併記が必要となる。
- ・令和7年度適用の私立学校法改正における経過措置等についての対応

## 用語の整合性について

### 教学マネジメント指針(令和2年1月)の用語解説より

「学修成果」は、プログラムやコースなど、一定の学修期間終了時に、学修者一人一人が自らの学びの成果として、知り、理解し、行い、実演できるようになった内容。「学修成果」は、多くの場合、学修者が獲得すべき知識、スキル、態度などとして示される「学修目標」と対応するものと考えられる。その際、「学修目標」は、具体的で、一定の期間内で達成可能であり、学修者にとって意味のある内容で、測定や評価が可能なものでなければならない。

教学マネジメント指針では、学修成果、学修目標、教育成果、到達目標といった用語に分け、逆に理解を困難にさせているが、「何を学んで、何を身に付けて、何が出来るようになるかということ」を事前に表明し、進学者が短期大学の教育課程を修了した時に獲得するもの」という本質は学習成果(Student Learning Outcomes)に集約されるものである。評価の際にはこの本質を理解しているかどうかを確認する必要がある。

## 第3期の評価結果(3つの意見)

評価年度		2018	2019	2020	2021	2022	2023
評価校数		2	28	40	49	51	44
特に優れた試み と評価できる事 項	基準I	3	62	101	102	106	90
	基準II	12	66	97	109	101	78
	基準III	2	32	45	35	46	42
	基準IV	1	2	10	9	19	14
向上・充実のため の課題	基準I	0	2	13	17	17	17
	基準II	2	14	26	33	52	34
	基準III	1	15	28	35	53	47
	基準IV	1	3	3	20	25	12
早急に改善を要 すると判断される 事項	基準I	1	2	2	4	4	2
	基準II	2	3	1	8	7	3
	基準III	0	0	0	2	1	2
	基準IV	0	3	6	25	33	22

20

## むすびに

全ての認証評価機関にいえることだが、認証評価機関は監査機関ではない。

(中略)

今回の設置基準改正に伴って何が変わるかということよりも、これまでもこれからも、短期大学を取り巻く環境の変化に対応し、日常的に不断の見直しをしていくことが求められる。それらを踏まえた上で、認証評価の趣旨をご理解いただき、本来の内部質保証の改善支援という目的に沿った評価をしていきたいと、切に願うものである。

(「短期大学教育」78号寄稿より抜粋)

21

## 略 歴 書

令和6年4月1日 現在

氏 名 志 賀 啓 一  
 生年月日 昭和 48 年 2 月 6 日 生 (満 51 歳)

## 学 歴

平成 3 年 3 月 ラ・サール高等学校卒業  
 平成 8 年 3 月 東京工業大学 工学部経営工学科 卒業  
 平成 10 年 3 月 東京工業大学大学院 社会理工学研究科価値システム専攻 修了  
 平成 14 年 3 月 慶應義塾大学大学院 理工学研究科計算機科学専攻後期博士課程  
 単位取得後退学

## 職 歴

平成 14 年 4 月 鹿児島女子短期大学 講師(平成17年3月まで)  
 " 14 年 7 月 学校法人志學館学園 評議員(現在に至る)  
 " 17 年 4 月 " 本部 企画部長(平成18年3月まで)  
 " 17 年 5 月 " 理事(現在に至る)  
 " 18 年 4 月 " 本部 総務部長(平成23年3月まで)  
 " 23 年 4 月 " 副理事長(平成26年3月まで)  
 " 26 年 4 月 " 理事長(現在に至る)  
 令和 2 年 4 月 鹿児島女子短期大学 学長(令和6年3月まで)



公益財団法人 日本高等教育評価機構

創立20周年記念 評価充実協議会(2024. 7. 9)

パネルディスカッション「今後の認証評価のあり方等についてー第4期の認証評価システムを中心にー」

## 認証評価第4期における 大学教育質保証・評価センターの評価

一般財団法人 大学教育質保証・評価センター  
代表理事 近藤倫明



### 評価センターの設置理念・目的

#### 大学機関別認証評価 実施大綱「はじめに」 (※抜粋)

「大学が行う教育研究の質を保証するための評価を行い、またその評価を通じて大学の教育研究の質の向上に資することを目的として認証評価を実施します」

【・・・大学の理念や特色は多様であるため、各々の評価機関が個性輝く大学づくりを推進する評価の在り方に配慮するとともに、様々な第三者評価機関がそれぞれの特質を生かして評価を実施することにより、大学がその活動に応じて多元的に評価を受けられるようにすることが重要である。】に依拠する。

中央教育審議会 (2002「大学の質の保証に係る新たなシステムの構築について」(答申)  
第3章2(2)より

## 評価センターの設立経緯（公立大学協会での検討）

- 2012 ↓ 公立大学の質保証に関する特別委員会を設置
  - 新たな評価機関の発足も念頭に
- 2013 ↓ 公立大学政策・評価研究センターに改組
  - 大学評価ワークショップの試行実施**
  - 3年間かけて5大学で実施
  - 大学支援、質保証としての有効性を確認
- 2014 ↓
  - 公立大学法人評価に関する調査研究**
  - 文部科学省の委託調査として実施
  - 法人評価の多様な状況を確認
- 2015 ↓
- 2016 ↓ 公立大学改革支援・評価研究センターに改組
  - 大学改革支援の実施
  - 大学評価ワークショップの実施**
  - 大学運営教職員研修の実施
- 2017 ↓
  - 新たな認証評価機関の検討・設立準備
  - 法令に準拠した基準の設計
- 2018 ↓
  - 2018年3月 認証評価機関の認証申請
- 2019 ↓ 一般財団法人へ改組・名称変更
  - 8月21日 認証評価機関として認証**



【得られた知見】  
公立大学法人評価の3つの実質化

- 1) 地方自治の精神がもたらす実質化
- 2) 公立大学の自律性がもたらす実質化
- 3) 対話がもたらす実質化



6大学で実施。  
平成28年度の認証評価における活用

## 評価センターが行う認証評価の特色

- ▶ (1) 3つの基準からなる大学評価基準
- ▶ (2) 「点検評価ポートフォリオ」(簡潔な記載フォーマット)
- ▶ (3) 「評価審査会」(実地調査における基準3の確認)

## (1) 評価センターの大学評価基準

### 3つの基準

▶ **基準1: 基盤評価(法令順守のチェック)**

「細目省令」を基礎にした10項目の評価項目

▶ **基準2: 水準評価(教育研究水準の向上)**

継続的なモニタリング活動など

▶ **基準3: 特色評価(特色ある教育研究の進展)**

大学の理念・目的を実現する活動、参加型評価

**3つの基準全体を通して内部質保証を評価**

5

## 基準1: 基盤評価

▶ **基準1: 基盤評価(法令順守のチェック)**

「細目省令」を基礎にした10項目の評価項目

細目省令が定める学校教育法、学校教育法施行規則、大学設置基準等の関係法令を様式に明記した上で、大学に対し、そのエビデンスとなる公開資料をリンクで示し自己点検評価を行うことを求める基準

令和7年度より改定される新たな基準1の評価事項

- イ 教育研究上の基本となる組織に関すること
- ロ **教育研究実施組織に関すること**
- ハ 教育課程に関すること
- ニ 施設及び設備に関すること
- ホ **大学運営に必要な業務を行う組織及び厚生補導等に関すること**
- ヘ 卒業の認定に関する方針、教育課程の編成及び実施に関する方針並びに入学者の受入れに関する方針に関すること
- ト 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること
- チ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること
- リ 財務に関すること
- ヌ **教育研究活動推進のための環境整備等に関すること**

6

## 基準2:水準評価

### ▶ 基準2:水準評価(教育研究水準の向上)

大学設置基準第1条第3項に定める教育研究の水準の向上に資する観点として設定されている基準(令和7年度からは細目省令第1条第1項第2号が定める事項を含む)

継続的に教育研究の水準向上に取り組んでいる事例について評価する。内部質保証が機能している取組み事例(3~5件)を大学は自己点検評価として記載し、その内容を評価する。事例報告には学修成果についての取組みを1つ以上含むことを必須とする。(加えて、令和7年度からは研究環境整備についての取組みを1つ以上含むことを必須とする。)

## 基準3:特色評価

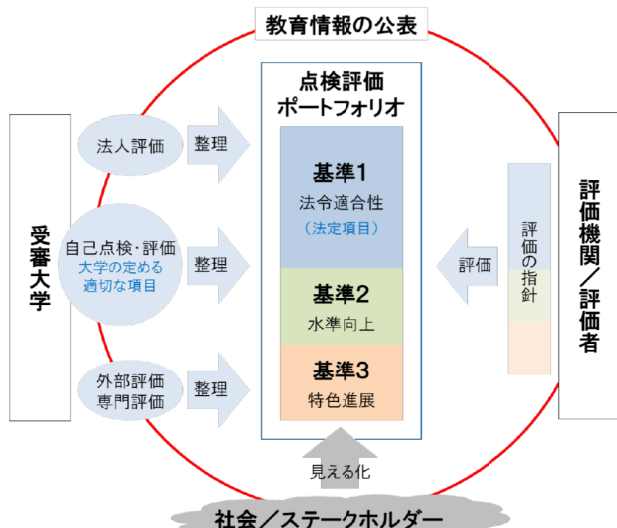
### ▶ 基準3:特色評価(特色ある教育研究の進展)

細目省令第1条第1項第2号(令和7年度からは同第3号)に定める大学における特色ある教育研究の進展に資する観点として設定されている基準

大学の理念・設置目的に沿った個々の大学独自の特色のある取組みを自己点検評価として記載(3~5件)し、その内容を書面調査及び実地調査、加えて評価審査会を通して総合的に評価する。

## (2)「点検評価ポートフォリオ」自己点検・評価結果を整理する形式(フォーマット)

受審大学、評価機関、ステークホルダーの理解をつなぐ「点検評価ポートフォリオ」



**点検評価ポートフォリオ(基準1)**

評価事項  
 イ 教員処遇上の基本となる報酬に関すること、ロ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること、ハ 教務課程に関すること、ニ 教育研究活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること、ホ 施設整備に関すること、ヘ 評価の観点に関する方針、教育課程の編成、又はイからロまでに掲げるもののほか、及び評価に関する方針並びに入学者の充実に係る方針に関すること。

内部質保証活動の状況  
 一 重点的に評価すべき事項以外は、極力簡潔に記載

関係法令のリスト  
 一 大学が内部質保証活動で参照する公表情報のリンクを示す

**点検評価ポートフォリオ(基準2)**

自らの大学の水準についてのモニタリング

アニュアル・レポート  
 一 自らの大学の水準について、経年変化を見える化

水準比較  
 一 組織間や大学間などでデータの比較分析

**点検評価ポートフォリオ(基準3)**

特色ある教育研究の進展状況の評価

特色ある教育研究活動  
 一 多くの大学関係者が参加するワークショップ型で評価  
 一 内部質保証については、活動の具体的成果を示す

内部質保証活動の成果

9

## (3) 評価審査会

基準3に記述した取組み事例から実地調査時にステークホルダー参加の「評価審査会」を実施

ワークショップ型の  
意見交換会 (関係者に公開)



- 大学の特色ある取組みに関する大学関係者によるプレゼンテーション
- 評価委員、教職員、学生、設置団体職員、住民などステークホルダーの参加
- ディスカッション、意見交換

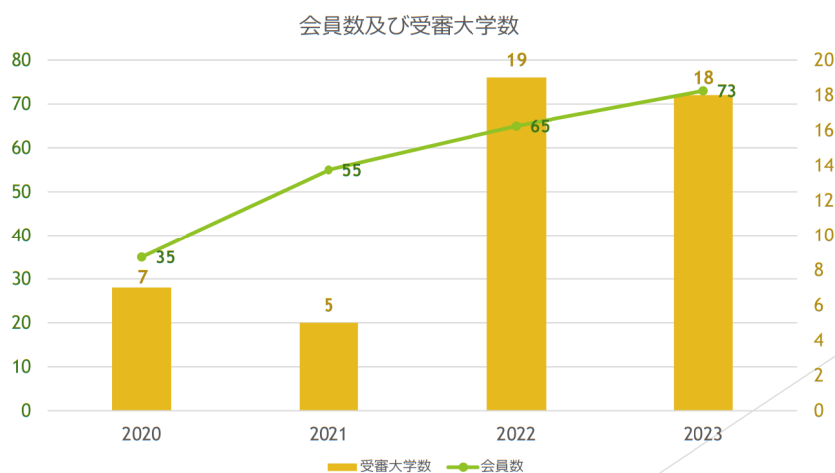
10



## 過去4年間の認証評価実績

### 4年間で49大学の評価を実施

2020年度 7大学 (いずれの大学も「大学評価基準を満たしている」と評価)  
 2021年度 5大学 (同上)  
 2022年度 19大学 (同上)  
 2023年度 18大学 (同上)



## 登壇者 略歴

### 近藤倫明 大学教育質保証・評価センター代表理事

(略歴)

昭和58年3月	九州大学大学院文学研究科博士課程修了(文学博士、心理学)
昭和59年4月	九州大学文部教官助手(文学部)
昭和62年4月	北九州大学文学部講師、同年10月助教授、平成6年4月教授
平成14年1月	北九州市立大学大学院人間文化研究科長
平成16年4月	北九州市立大学 文学部長
平成18年4月	“ 副学長(平成20年4月～評価室長)
平成23年4月	“ 学長(～平成29年3月)
同年	大学基準協会理事(～平成29年3月)
平成24年5月	公立大学協会副会長(～平成28年5月)
平成29年4月	北九州市立大学学長特別顧問、平成30年4月特任教授(～令和5年3月)
平成30年4月	文部科学省国立大学法人評価委員会大学分科会会長(～令和6年3月)
同年	大学改革支援・学位授与機構認証評価委員会委員
令和5年6月	大学教育質保証・評価センター代表理事